

減 免 基 準

本施設における減免については、既存施設と同基準を想定しています。
 既存施設の基準は、下記のとおりです。

区 分		減免額
①	福岡市が主催市，又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
②	福岡市が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
③	(公財)福岡市スポーツ協会が主催し，又は経費の一部を負担して共催するとき	全額
④	(公財)福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援するとき	3割相当額
⑤	国又は県が主催する行事に利用する場合で，市長が特に必要があると認めるとき	5割相当額
⑥	福岡市内に居住する心身障がい者が個人利用するとき，及び福岡市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき	全額
⑦	18歳未満の者を主体とする団体が専用利用するとき	5割相当額
⑧	市長が特に必要と認めるとき	2割相当額

【参考】平成25年度 大会等の減免状況

	減免区分（上記参照）								計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
市民体育館	17	3	22	0	2	1	44	36	125
九電記念体育館	25	0	16	0	0	0	66	11	118

※別紙「市民体育館及び九電記念体育館における大会等一覧」における減免実績です。
 通常の専用利用における減免実績は件数に含まれていません。